

バナー広告募集要項

2020年3月6日 一部改正

- 趣旨：弊学会は、学会誌「物理探査」を2017年1月より電子出版へと移行し、それに伴い企業広告の掲載を冊子体からホームページ上でのバナー広告へと移行を開始しました。バナー広告掲載は、賛助会員が保有する技術や活動についてご紹介することにより、広く物理探査技術の普及や進歩に役立つようにすることを目的としています。
- 応募資格：公益社団法人物理探査学会のホームページに広告を掲載できるのは賛助会員に限るものとします。
- 責任の帰属：バナー広告の内容及びバナー広告により生じた如何なる結果に対してもその責任は広告主が負うものとします。本学会はバナー広告の内容及びバナー広告により生じる結果に対する一切の責任を負いません。
- 広告掲載料金：広告はトップページに掲載したアイコンをクリックすることで閲覧されます。掲載期間は6か月または1年間とし、料金は下表のとおりです。ただし、新規ご契約の場合のみ、掲載した最初の月は課金対象とせず、掲載期間は翌月から起算します。

掲載場所	掲載期間	掲載料金(税別)
トップページ	1年	¥60,000-
	6か月	¥30,000-

尚、掲載を希望する会員が多い場合、事前の連絡なくバナーの掲載方法を変更する場合がありますので、ご了承下さい。

- バナー広告の作成：広告およびそのリンク先は、掲載申込者が責任をもって準備してください。バナー広告およびリンク先は、別途記載する[バナー広告掲載基準](#)に適合したものであることが条件になります。
- バナー仕様：バナーサイズ、ファイル形式およびファイル容量は、原則として下表に定めるものをご用意ください。

バナーサイズ	横 120 ピクセル 縦 50 ピクセル
ファイル形式	GIF / JPEG / PNG
バナー容量	50kB 程度以下

- 掲載までの流れ：広告掲載を申込みいただいてから掲載されるまでの流れは以下のようになります。
 - ① 所定の申込書による申し込み(学会事務局宛)
 - ② 学会担当委員会による確認・審査
別途記載したバナー広告掲載基準に照らして簡単に審査します。

- ③ 学会事務局から広告主への掲載可否の連絡
掲載可の場合、併せて請求書をお送りします。
- ④ ご入金確認後、広告を掲載し、広告主様へその旨の通知

8. バナー広告の延長：掲載内容等を変えることなく広告を継続掲載される場合は、掲載期間終了月の前月までに、改めて所定の申込書に記載いただき、お申し込みください。最初の掲載期間が終了する前に継続期間相当の掲載料金の入金が確認されるとバナー広告はそのまま継続されます。掲載延長の申し込みが無い場合は所定期間で掲載を終了します。

9. バナー広告の内容やリンク先を変更した場合には、学会事務局まで速やかにお知らせください。以下のような場合には広告の掲載を中止し、原則として掲載料金は返却しません。

- ① 無断で本学会ホームページのバナー広告を変更した場合
- ② 希望する変更後の掲載内容あるいはリンク先が、会員広報委員会の審査により、不適切であると認められた場合
- ③ 広告主が不明または不在となった場合
- ④ 広告主が賛助会員資格を喪失した場合
- ⑤ 広告主から書面により掲載中止の申請があった場合

【バナー広告掲載基準】

以下に該当する表現及び内容を有するバナー広告及びリンク先は掲載しない。

- ① 広告主及び責任の所在が不明確なもの
- ② 事実に反し本学会が広告主を支持、またはその商品やサービスなどを推奨、あるいは保証しているかのような表現のもの
- ③ 投機、射幸心を著しくあおる表現のもの
- ④ 社会的秩序を乱すような表現あるいはコンテンツを含むもの
- ⑤ 非科学的または迷信に類するもので、本学会会員や学会ホームページ閲覧者を迷わせたり、不安を与える恐れがあるもの
- ⑥ 宗教活動、政治活動、本会とは無関係な通信販売や寄付活動を目的とするもの
- ⑦ 名誉毀損、プライバシーの侵害、信用毀損、業務妨害となる恐れがあるもの
- ⑧ 氏名、写真、談話などを無断で使用したもの、および商標権や著作権を侵害する恐れがあるもの
- ⑨ 詐欺的なもの、またはいわゆる不良商法とみなされるもの
- ⑩ 上記の表現及び内容を有するホームページサイトに誘導するもの
- ⑪ その他、本学会が不適切と判断したもの

以上